



熊本県公報

第 1 2 3 2 7 号

平成 26 年 6 月 24 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則	(建築課) 1
告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 3
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦欄(鏡町加入区・昭和加入区)	(団体支援課) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○保安林の指定に関する予定	(") 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 5
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 5
○クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定	(薬務衛生課) 5
○水俣港湾湾施設の公示	(港湾課) 6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 7
公 告	
○道路の位置指定	(建築課) 8
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 8
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(") 9
○道路の位置指定	(建築課) 9
登 載 依 頼	
○平成 26 年度第 1 回熊本県いじめ防止対策審議会の開催	(熊本県いじめ防止対策審議会) 9

規 則

熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則をここに公布する。

平成 26 年 6 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 31 号

熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。)の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び省令において使用する用語の例による。

(耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第 3 条 省令第 5 条第 4 項(省令附則第 3 条において準用する場合を含む。)に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 知事が建築物の耐震診断の結果を評価する技術的能力を有すると認めた者(以下「建築物耐震診断評価者」という。)が当該建築物の耐震診断の結果を評価した書類又はその写し(以下「建築物耐震診断評価書類等」という。)

(2) 省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図

(3) 床面積求積図（床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示したものをいう。以下同じ。）
 (耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類等)
 第4条 省令第28条第2項に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物耐震診断評価者が建築物の耐震改修の計画について法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類又はその写し
- (2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図
- (3) 床面積求積図

2 省令第28条第2項の規定により法第17条第3項の計画の認定の申請を行う場合は、省令第28条第2項の構造計算書を添付することを要しない。
 (建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類等)

第5条 省令第33条第1項に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該建築物を新築することとした場合において建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までの規定によりその設計をすることができる同法第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士（以下「一級建築士等」という。）が当該建築物が耐震関係規定に適合していることを調査した結果を記載した書類
- (2) 床面積求積図
- (3) 省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添付する場合にあっては、同項の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図

2 省令第33条第2項第1号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物耐震診断評価書類等
- (2) 一級建築士等が当該建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを調査した結果を記載した書類（以下「建築物基準調査書類」という。）
- (3) 省令第33条第1項の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 床面積求積図

3 省令第33条第2項第2号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物基準調査書類
- (2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 床面積求積図

4 省令第33条第2項第1号に掲げる方法により法第22条第1項の認定の申請を行う場合は、同号の構造計算書を添付することを要しない。
 (区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類等)

第6条 省令第37条第1項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物耐震診断評価書類等
- (2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 床面積求積図

2 省令第37条第1項の規定により法第25条第1項の認定の申請を行う場合は、省令第37条第1項第2号の構造計算書を添付することを要しない。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に法又は省令の規定により提出される報告書又は申請書について適用する。

告 示

熊本県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社みなみ	みなみ園 訪問 介護事業所	宇土市花園台町 花園台757番 地80	平成26年 6月14日	訪問介護

熊本県告示第637号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社みなみ	みなみ園 訪問 介護事業所	宇土市花園台町 花園台757番 地80	平成26年 6月14日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第638号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、平成26年6月24日から同年7月8日までの間、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の 名称	発起人の住所及び氏名	法第113条 第1項の申出 をする漁業協 同組合	縦覧場所
鏡町加入 区	八代市鏡町北新地594番地 宮崎 孝人 八代市鏡町北新地594番地 山口 秀康 八代市鏡町北新地602番地 三枝 勝男	鏡町漁業協同 組合	鏡町漁業協同 組合
昭和加入 区	八代市昭和同仁町938番地2地先 大江田 竜二 八代市昭和明徴町833番地 岩崎 弘幸 八代市昭和明徴町830番地 中村 幸雄	昭和漁業協同 組合	昭和漁業協同 組合

熊本県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字古城字四番東原968番27

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字西細永3896番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
 平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
阿蘇ホームヘルプ 阿蘇市一の宮町宮地12 1番地	医療法人 高森会 阿蘇市一の宮町宮地11 5-1番地 高森 笛美	居宅介護、重度訪問介護	平成26年 6月28日

熊本県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社みなみ	デイサービス げんきハウス	宇土市花園台町 花園台757番 地80	平成26年 6月14日	通所介護

熊本県告示第643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社みなみ	デイサービス げんきハウス	宇土市花園台町 花園台757番 地80	平成26年 6月14日	介護予防通所 介護

熊本県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

株式会社一休	滑石デイサービスセンター一休	玉名市滑石2542番地3	平成26年6月13日	通所介護
--------	----------------	--------------	------------	------

熊本県告示第645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社一休	滑石デイサービスセンター一休	玉名市滑石2542番地3	平成26年6月13日	介護予防通所介護

熊本県告示第646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷	デイサービス湯の郷てんすい	玉名市天水町小天9278番地1	平成26年6月15日	通所介護

熊本県告示第647号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷	デイサービス湯の郷てんすい	玉名市天水町小天9278番地1	平成26年6月15日	介護予防通所介護

熊本県告示第648号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定する研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3に規定する講習（以下「講習」という。）として次のとおり指定した。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
 - (1) 第1型研修（研修のうちクリーニング師が出席して受講するもの）
 - (2) 第2型研修（研修のうちクリーニング師が通信制で受講するもの）
 - (3) 第1型講習（講習のうちクリーニング業務の従事者が出席して受講するもの）
 - (4) 第2型講習（講習のうちクリーニング業務の従事者が通信制で受講するもの）
- 3 第1型研修及び第1型講習について
 - (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
平成26年8月24日（日）	やつしろハーモニーホール

	八代市新町5番20号
平成26年11月16日(日)	熊本県婦人会館 熊本市中央区水道町14番21号

- (2) 科目及び時間数
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間 (前回受講から3年以内の受講者は、30分間)
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗濯物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間 (前回受講から3年以内の受講者は、30分間)

- (3) 受講料
 - ア 第1型研修 5,000円
 - イ 第1型講習 4,500円

- 4 第2型研修及び第2型講習について
 - (1) 受付期間及びレポート提出締切日

区分	受付期間	レポート提出締切日
第1回目	平成26年7月25日(金)から 同年8月8日(金)まで	平成26年9月30日(火)
第2回目	平成26年10月17日(金)から 同年11月4日(火)まで	平成26年12月25日(木)

- (2) 受講対象者
 - 第1型研修及び第1型講習の受講が困難な者

- (3) 科目
 - ア 衛生法規及び公衆衛生
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
 - ウ 洗濯物の処理
 - エ 繊維及び繊維製品

- (4) 受講料
 - ア 第2型研修 5,000円
 - イ 第2型講習 4,500円

- 5 研修及び講習の問合せ先
 - 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
 - 熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階
 - 電話番号 096-362-3061

熊本県告示第649号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

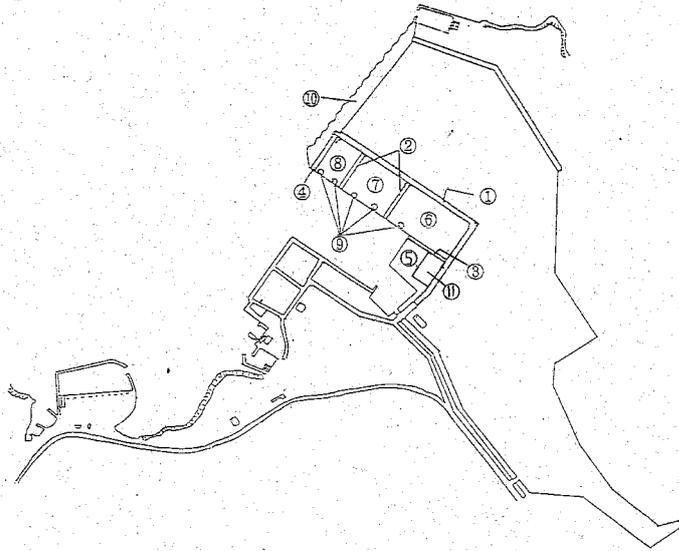
なお、平成6年7月20日熊本県告示第578号(水俣港港湾施設の公示)は廃止する。
平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 水俣港
- 2 所在 水俣市汐見町地内
- 3 概要

番号	種類	数量	能力
1	道路	延長774.35メートル	アスファルト舗装
2	道路	延長171.9メートル	アスファルト舗装
3	道路	延長107.25メートル	アスファルト舗装
4	道路	延長85.9メートル	アスファルト舗装
5	野積場	面積7,239.44平方メートル	未舗装
6	野積場	面積17,454.11平方メートル	アスファルト舗装
7	野積場	面積12,383.07平方メートル	アスファルト舗装
8	野積場	面積6,516.38平方メートル	アスファルト舗装
9	給水施設	給水栓5ヶ所	
10	緑地	面積17,447.07平方メートル	
11	港湾施設用地	面積5,800.00平方メートル	

4 位置図



熊本県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	指定年月日
日本調剤八代薬局 八代市本町1-8-37	平成26年2月21日
日本調剤水俣薬局 水俣市天神町1-3-2	平成26年2月19日
日本調剤天神町薬局 水俣市天神町1-8-5	平成26年2月19日
有限会社くすりのエスエス堂薬局瓦屋店 人吉市瓦屋町1866-28	平成25年11月8日
オーラルケアサポートさくら 天草市有明町大島子3044-1	平成25年12月10日
しらす薬局 天草市栖本町馬場2572-40	平成26年4月1日
しもうら薬局 天草市下浦町2003-1	平成26年4月1日
イクタ調剤薬局 葦北郡芦北町湯浦295-1	平成26年4月14日
ふるしろ調剤薬局 八代市古城町1708-2	平成26年4月18日
有限会社なごみ薬局 玉名郡南関町上坂下3478-4	平成26年3月6日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	指定年月日
日本調剤八代薬局 八代市本町1-8-37	平成26年2月21日

日本調剤水俣薬局 水俣市天神町1-3-2	平成26年2月19日
日本調剤天神町薬局 水俣市天神町1-8-5	平成26年2月19日
有限会社くすりのエスエス堂薬局瓦屋店 人吉市瓦屋町1866-28	平成25年11月8日
オーラルケアサポートさくら 天草市有明町大島子3044-1	平成25年12月10日
しらす薬局 天草市栖本町馬場2572-40	平成26年4月1日
しもうら薬局 天草市下浦町2003-1	平成26年4月1日
イクタ調剤薬局 葦北郡芦北町湯浦295-1	平成26年4月14日
ふるしろ調剤薬局 八代市古城町1708-2	平成26年4月18日
有限会社なごみ薬局 玉名郡南関町上坂下3478-4	平成26年3月6日
吉富薬局 水俣市陣内1丁目4-8 (介護福祉施設サービス)	平成25年9月1日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホームこもれび二番館 下益城郡美里町佐俣338番地	平成26年4月1日

公 告

熊本県公告第328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市築地2267番地
- 2 築造者の氏名 築地親
- 3 道路の位置 玉名市築地字除ケ口254番6、同254番10、同254番12、同254番13及び里道の一部
- 4 道路の幅員 幅員 6.00メートルから6.42メートルまで
- 5 道路の延長 63.00メートル
- 6 指定年月日 平成26年6月6日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第9号

熊本県公告第329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊陽MEGA MALL【A区画】
菊池郡菊陽町大字津久礼2655番1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
(仮称) 菊陽町商業施設【A区画】
菊陽第二土地区画整理事業施行地内24街区1画地及び6画地
(変更後)
菊陽MEGA MALL【A区画】

- 菊池郡菊陽町大字津久礼2655番1
- 3 届出年月日
平成26年6月9日
 - 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成26年6月24日から平成26年10月24日まで

熊本県公告第330号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊陽MEGA MALL【B区画】
菊池郡菊陽町大字津久礼2655番1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
(仮称) 菊陽町商業施設【B区画】
菊陽第二土地区画整理事業施行地内24街区1画地及び6画地
(変更後)
菊陽MEGA MALL【B区画】
菊池郡菊陽町大字津久礼2655番1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田 隆夫 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
未定	株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

- 3 届出年月日
平成26年6月9日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成26年6月24日から平成26年10月24日まで

熊本県公告第331号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町松橋599番地5
- 2 築造者の氏名 渡辺暁美
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字中原596番7
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 80.85メートル
- 6 指定年月日 平成26年6月12日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第2号

登載依頼

熊本県いじめ防止対策審議会公告第1号

平成26年度第1回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成26年6月24日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 開催日時
平成26年7月2日(水)
午後1時30分から午後3時40分まで
- 2 開催場所
ホテル熊本テルサ2階「ひばり」
- 3 議事
(1) 会長選出
(2) 諮問
「ネット世代の子どもたちに対応したいじめの防止等の取組の在り方について」
(3) 審議
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)